

タイアムチン[®]散Z 10%

【本質の説明又は製造方法】

本品はチアムリンフマル酸塩を有効成分とする飼料添加剤であり、有効菌種は本剤感受性の *Brachyspira hyodysenteriae*、*Mycoplasma hyopneumoniae*、*Haemophilus parasuis*、*Actinobacillus pleuropneumoniae*、*Lawsonia intracellularis* である。

【成分及び分量】

本品100 g中、チアムリンフマル酸塩80%ゼラチンコート12.5 g (チアムリンフマル酸塩として10 g (力価)) を含む。

【効能又は効果】

有効菌種：本剤感受性の *Brachyspira hyodysenteriae*、*Mycoplasma hyopneumoniae*、*Haemophilus parasuis*、*Actinobacillus pleuropneumoniae*、*Lawsonia intracellularis*
適応症：豚：豚赤痢、豚マイコプラズマ肺炎、グレーサー病、豚胸膜性肺炎、慢性型豚増殖性腸炎

【用法及び用量】

豚：豚赤痢、豚マイコプラズマ肺炎、グレーサー病、豚胸膜性肺炎
本剤の下記量を飼料に均一に混じて5～10日間経口投与する。
飼料1 tあたり0.5～3 kg (チアムリンフマル酸塩 (力価) として50～300 g)

豚：慢性型豚増殖性腸炎
本剤の下記量を飼料に均一に混じて7日間経口投与する。
飼料1 tあたり1.5 kg (チアムリンフマル酸塩 (力価) として150 g)

【使用上の注意】**(基本的事項)****1. 守らなければならないこと****(一般的注意)**

- 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
- 本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚）について、上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚：食用に供するためにと殺する前7日間

(使用者に対する注意)

- 本剤は飼料混合時、鼻粘膜等を刺激することがあるので、取扱いに際してはマスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。
- 皮膚に付着したときは、石けん等でよく洗うこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- 小児の手の届かないところに保管すること。
- 本剤はしゃ光して保管すること。また、本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- 本剤を混合した後3週間を過ぎた飼料は使用しないこと。
- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること**(使用者に対する注意)**

- 誤って薬剤を飲み込んだ場合には、直ちに医師の診察を受けること。

(豚に関する注意)

- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)**① 重要な基本的注意**

- 本剤の使用に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。

② 相互作用

- 本剤は、ポリエーテル系抗生物質（モネンシン、サリノマイシン等）との併用は避けること。

③ 副作用

- チアムリンを投与した豚の排泄物に長時間接触することで皮膚炎、紅斑等の皮膚障害が認められたとの報告がある。

【製品情報お問い合わせ先】

エランコジャパン株式会社 製品お問い合わせ窓口
〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目15番1号
TEL：0120-418-564
月～金 / 9時～12時、13時～17時（祝祭日及び会社休業日を除く）

タイアムチン、Elanco 及び ：エランコ又は関連会社の商標です。

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

注意－獣医師等の処方箋・指示により使用すること
注意－使用基準の定めるところにより使用すること